

高岡市名誉市民審議委員会の開催について

このことについて、次のとおり開催いたします。

- 1 日時 平成19年12月10日(月)午前11時から
- 2 場所 市庁舎3階庁議室
- 3 付議事項 竹平榮次氏の功績を讃え、高岡市名誉市民の称号を贈ることについて
諮問するもの
- 4 参考 (1) 委員
(2) 条例・規則抜粋 } 別紙のとおり

担当 経営企画部秘書課 早苗
電話 20 - 1218 内線 240

別紙

(1) 高岡市名誉市民審議委員会委員

氏名	役職
二上 桂介	高岡市議会議長
盤 若進二	高岡市議会副議長

(以下50音順)

穴田 甚朗	高岡市農業協同組合代表理事組合長
浦田 郁子	高岡市教育委員会委員長(～12/1)
西頭 徳三	富山大学学長
澤田 英明	高岡市社会福祉協議会会長
辻 やす子	地域女性ネット高岡会長
水名 昭二	高岡市連合自治会会長
南 義弘	高岡商工会議所会頭
山崎 孝之	白鳳会会長

(2) 高岡市名誉市民条例、高岡市名誉市民審議委員会規則抜粋

高岡市名誉市民条例

(名誉市民の称号の贈呈)

第1条 高岡市民又は高岡市に縁故の深い者で、広く文化、社会の進展又は公共の福祉に貢献し、郷土の誇りとして市民から深く敬愛されているものに対して、高岡市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈ることができる。

(推挙及び事績の公表)

第2条 名誉市民の称号は、市長が市議会の同意を経てこれを贈り、広くその事績を公表する。

(名誉市民審議委員会)

第5条 名誉市民の称号を贈るにふさわしい人を選考し、あわせて前2条に規定する事項を審議するため、市長の諮問機関として高岡市名誉市民審議委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

高岡市名誉市民審議委員会規則

(審議事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 条例第1条に規定する高岡市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈るにふさわしい者の選考

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。